

「活動の概要と研究成果」

NO.2403

活動題目: 帝国日本の植民地社会事業政策-植民地朝鮮における感化事業の運営に着目して-

所属: 国土舘大学(非)

氏名: 魯洙彬

本報告は、植民地朝鮮における感化事業の実践に着目し、植民地統治における日常的な統治のあり方を考察することを目的とするものである。

不良少年の保護を目的とする感化事業は、いわゆる「社会問題」として可視化された子どもの逸脱行為を矯正(すなわち「感化」)し、規範化を図る社会事業実践であり、それは「子ども」をめぐる社会秩序と規範の受容・再編の過程と密接に関わっていた。

助成2年次に当たる本年度は、植民地統治権力と地域社会との関係性に着目しつつ、都市部における「私立感化院」を対象として、「子ども」を媒介する統治権力・社会・個人の力関係及び統治の構造を考察した。

具体的には、地域警察署による治安活動や、地域社会における統治の実態を手がかりに、不良少年問題への対応と感化事業の展開を明らかにすることを課題とし、インタビュー調査・施設訪問・関連記録の収集などを通じて調査を進めた。

その結果、各地域における感化事業の実践には、植民地統治という支配の枠組みに基づく普遍性と、地域社会の日常に根ざした統治という特殊性とが、混在・交錯しながら展開されていたことが確認された。

また、地域社会における不良少年問題への関心には、保護が必要な子どもに対する「同情」と、「不良」なものに対する「警戒」や「嫌悪」といった感情が複合的に絡まっており、それが地域社会における感化院の設置や援助の契機となる一方で、子どもの養育や保護に関する規範の形成とも深く関係していた。

さらに、植民地期に形成された感化事業の実践経験・知識・技術などは、解放後、部分的に断絶・変容しつつも、一部は継続的に受け継がれ、現代韓国における子ども保護のあり方に一定の影響を及ぼしていたことがわかった。こうした成果を踏まえつつ、今後は分析の対象をさらに広げ、感化事業の歴史的意義を一層明確にしていく必要がある。